

建設産業活性化について

1. 滋賀県建設産業活性化推進検討会 平成 26 年度 第 1 回の概要

第 1 回では、今後の検討会の進め方、および法律改正、国の最近の動き等を確認した上、建設産業の基本理念・目指すべき将来像についてのイメージ図、および将来像の実現に向けての中長期的な取り組みについて事務局案をもとに検討し、目指すべき将来像（概ね 10 年後の本県建設産業の将来像）については、切実な問題となっている担い手の確保等に関して意見が出されました。また、建設業者の意見・考え方についての情報収集を求められたことから、これを取りまとめ、次回の検討会で再度議論を行うこととなりました。

2. 平成 26 年度 第 2 回（平成 26 年 9 月 17 日開催）検討議題と結果

（議題 1）今後の進め方について

当初のスケジュールでは平成 26 年 10 月までに最終案をとりまとめることとしていましたが、国土交通省では、改正品確法第 22 条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」）を平成 26 年 12 月中に策定して公表する計画であり、運用指針には公共工事の性格や地域の実情などに応じた入札契約方式の選定など発注事務に関するルール、および建設産業の就労環境改善に関する具体的な施策が盛り込まれる予定です。

当初のスケジュールでは運用指針の内容を最終とりまとめに盛り込むことができないため、下表のとおりを変更することを提案し、了承されました。

[見直し後のスケジュール]

	日 程		議 題
	変更前	変更後	
第 1 回	H26.6 月	H26.6.27	1. 今後の進め方について 2. 法律改正、国の最近の動き等について 3. 建設産業の基本理念、目指すべき将来像について 4. 将来像の実現に向けての中長期的な取り組みについて
第 2 回	H26.8 月	H26.9.17	1. 今後の進め方について 2. 目指すべき将来像、中長期的な取り組みの方向性について 3. 短期的取り組みの方向性に基づく施策について
第 3 回	H26.9 月	H26.12 ~H27.1 月	最終とりまとめ案についての検討
第 4 回	H26.10 月	H27.2~3 月	最終とりまとめ

（議題 2）目指すべき将来像、中長期的な取り組みの方向性について（「イメージ図」参照）

第 1 回で示したイメージ図および「検討テーマ 1 ~ 4 の取り組みの方向性」について、検討

会での意見や議論および建設業者、建設業団体、若手技術者および女性技術者にヒアリングした結果をもとに事務局で加筆修正し、イメージ図には、建設産業活性化の前提となる建設産業の社会的役割を付加し、将来像には、インフラ整備の担い手・県土の守り手であり、地域の雇用や経済を担う主要な産業の一つである旨や、将来にわたって安心して働くことができ、達成感・感動が実感できる旨等を追加しています。

この事務局修正案について議論いただき、4つの分野での取組が独立したものではなく、取組同士が一部重なって交錯している取組があり、取組の内容を再掲するなど両方の取組に入れて示す工夫等をすることとなりました。

また、この検討会でつくりあげたものを具現化するための仕組みづくりを確実に実施するため、設置を予定している「滋賀県建設産業活性化推進のための懇話会」においてしっかりと取り組んでほしいとの意見がありました。

[ヒアリングでの主な意見]

- 品確法の趣旨を十分に活かした政策の実現を期待する。
- 建設産業の役割には「地域の安全・安心を守る」という理念と「快適便利・環境保全を提供するインフラ整備を担う」という理念があるのではないか。
- 「ものづくりの楽しさ・喜び」と合わせて「達成感」「感動」のキーワードも重要である。
- 県内公共工事の将来見通しの公表を期待する。

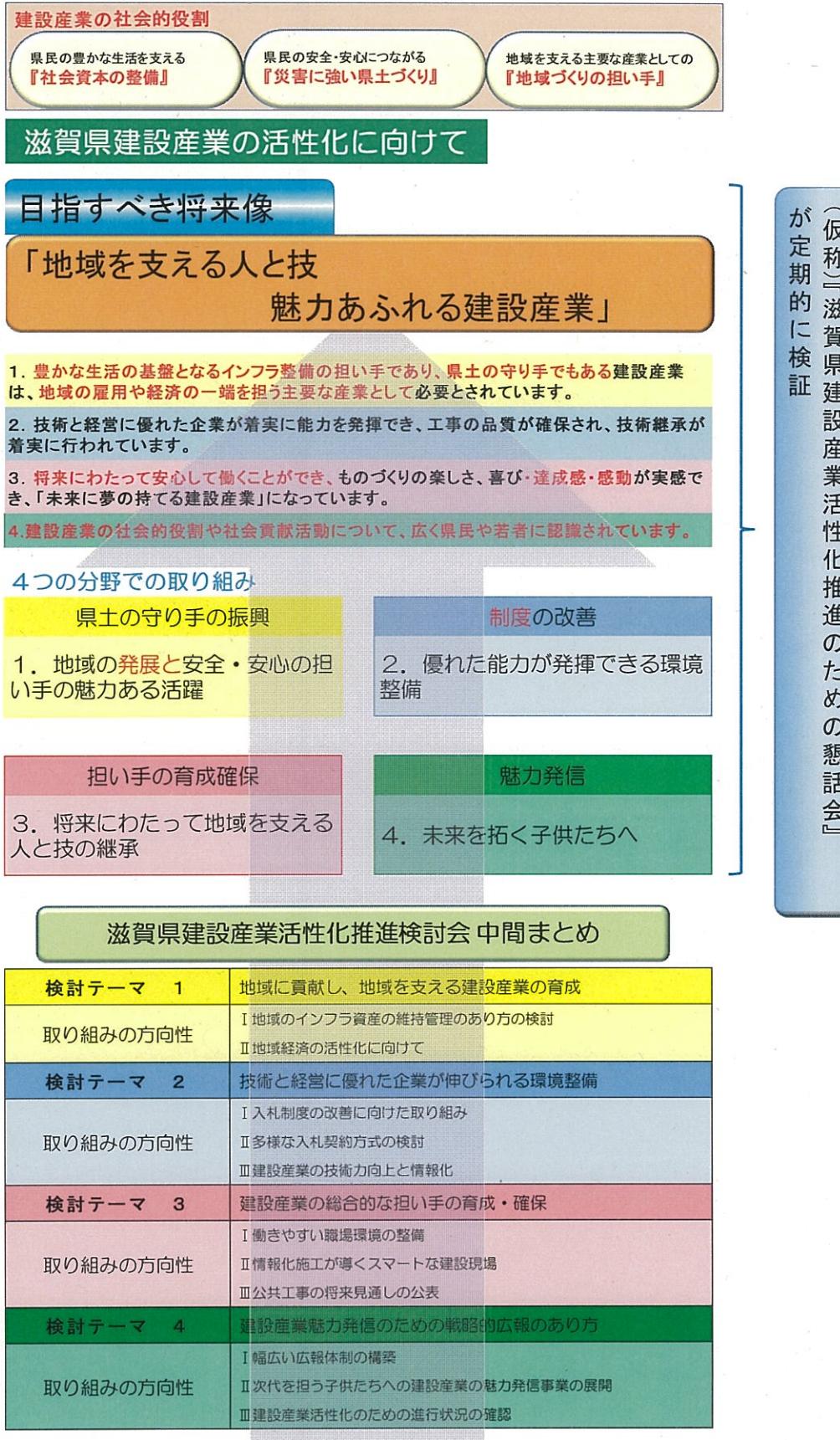
(議題3) 短期的取り組みの方向性に基づく施策について（別紙「議題3資料」参照）

短期的取り組みについて平成26年度取り組みの現状と予定を報告し、一般にわかりにくいう用語については説明を附加すること、平成27年度以降も継続する取組であることが明確になるよう右端に平成27年度の取組の欄を増やすことなどの修正を行うこととなりました。

[短期的取り組みについての主な意見]

- 先日の広島市の土砂災害でも、自衛隊や消防の活躍は報道されていたが、建設業者が報道される機会はほとんどなく、広報のあり方が課題となっており、今後も引き続き検討すべきである。
- 短期的な取組の実施状況については、一定時期に評価と効果を測る必要がある。
- 建設業者への説明会と同様に、市町へも説明会を開催し、なぜこのような取組をすることとなったかの背景を含めて説明した方が良い。
- 新卒者採用についてのサポート事業についての具体的な内容については新規事業であり今後の検討となる。

○滋賀県建設産業の活性化に向けて～中長期の取組のイメージ図（議題2資料）



○主要な短期的取り組みの状況(議題3資料)

地域に貢献し、地域を支える建設産業の育成

短期的取組の方向性	取組の具体的方策など	平成25年度	平成26年度 実施時期				平成27年度
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
災害等への緊急対応への取り組みの強化	○土木事務所管内単位で建設業協会各支部と防災協定の締結を進めるとともに、協定を締結した支部会員を総合評価方式において加点評価する	H26.3:協会各支部と防災協定締結	H26.4より総合評価で協定を評価反映				継続実施
県内企業・県内材料調達の利用促進	○県内企業への契約状況については、平成24年度工事件数で93.1%、金額で92.5%と高い契約率になっているが、さらに活用促進を図るため、県内企業の下請業者への活用や材料調達への活用について総合評価方式において加点評価する	総合評価で県産材使用を評価反映	H26.4より総合評価で下請活用の評価反映				H27.4:下請活用の評価内容を更に見直し
地域社会に貢献できる企業の育成	○これまで企業の社会貢献について評価しているが、新たに平成28年度から、消防団活動や災害時の初動活動(応急復旧活動)など地域社会に貢献する活動について、入札参加資格審査の主観点数で加点評価する	社会貢献の評価制度検討		H26.9:評価項目の改正について公表 H26.10:説明会の開催(2回)			H27.10以降改正後の内容で入札参加確認申請を受付
コンプライアンスの普及・徹底	○コンプライアンスの普及や徹底について、平成25年度に他府県の状況を調査した上で、平成26年度には各企業におけるコンプライアンスに係る社内規範(①事業に関する法令の遵守、②暴力団等反社会的勢力に対する姿勢、③人権の尊重、④環境への配慮、など)の制定やコンプライアンス向上を目的に積極的に取り組む企業を入札参加資格審査の主観点数で評価する仕組みを検討する(加算項目と減点項目のバランスなどを検討する)平成28年度から実施できるよう検討する	コンプライアンスについての評価制度検討					H28.4以降の格付および順位に反映

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境整備

短期的取組の方向性	取組の具体的方策など	平成25年度	平成26年度 実施時期				平成27年度
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
価格と品質が優れた調達の実現	○平成26年度より、予定価格2,500万円以上(舗装工事の場合には1,000万円以上)で、かつ工事内容に応じて価格のみならず他の要素も考慮し受注者を選定することが適切であると判断される工事に対して総合評価方式を採用する		H26.4より総合評価の対象範囲を拡大				H27.4:総合評価の定期見直し
適正な価格による契約の推進(ダンピング対策の強化)	○国の動向や市場環境を反映した適時、適切な入札契約制度の改善、見直しを行う		H26.2:設計労務単価の見直し 継続対応:スライド条項の活用 国の施策実施にあわせて、隨時、制度の改善・見直し				H27.4:労務単価の定期見直し
下請契約における透明性の確保	○経審時に文書により指導・啓発を行っているが、さらにこれを進めるため、 ^{監修} 適正化推進員を配置し、適正価格での契約締結、下請け契約の透明性を確保し、関係法令遵守に向けた指導・啓発を実施。また、電話などによる元下間の紛争相談を行う。		H26.5より適正化推進員の配置 ・企業訪問による指導・改善。電話などによる紛争相談 ・H26.8末実績:16社実施				継続実施

建設産業の総合的な担い手の育成・確保

短期的取組の方向性	取組の具体的方策など	平成25年度	平成26年度 実施時期				平成27年度
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
研修制度の充実	○技術者を対象とした技術研修等を建設技術センターの民間土木技術者研修を活用して実施する		H26.5～H26.11研修会を12回開催				研修会の継続実施
女性技術者の育成・確保	○女性に建設産業の魅力や活躍の場を知つもらうため、女性限定の現場見学会を実施する ○建設産業の経営者に対して、女性技術者の積極的登用を図るための意識改革のための研修を実施する ○次世代育成支援対策の滋賀県ワークライフバランス推進企業の登録が入り参加資格審査の主観点数で評価されることを広報し、登録率を向上させる ○滋賀マザーズジョブステーションとの連携を図る			H26.12:現場見学会の開催	H27.1:研修会の開催		見学会の継続実施 女性就労啓発の継続実施
表彰制度の充実	○若手や女性技術者、技能労働者を対象とした表彰部門を創設し、優秀な技術力をもつ者を表彰する			表彰部門(個人)の制度検討			表彰実施
発注の平準化	○債務負担工事など、既存の予算制度を活用しながら発注の平準化を図る	債務負担行為での発注	上半期発注75%目標	債務負担行為での発注			計画的な発注の継続
建設業関係従事者の待遇の改善	○社会保険等未加入対策は、経審、許可申請時、入札参加申請時に指導を実施するとともに、保険等未加入者に対しては、文書指導、保険担当部局への通報など指導を実施しており、今後もさらに指導を継続し、未加入者をなくす			H26.10 平成27年度入札参加資格審査において社会保険等の加入を義務付け			更なる社会保険未加入対策の検討
県発注工事における提出書類の簡素化	○発注者、受注者双方の事務の簡素化に資する提出書類の簡素化に向けて検討を進める			簡素化の検討・整理	工事書類作成マニュアルの整備		工事における適用
建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開	○現在の工業系高校を対象にした現場見学会から、小・中・高校生を対象とし、ものづくりの楽しさを体験できる現場見学会に拡大する ○インターシップなど各土木事務所等で学生を受け入れているものについては、対象を拡大する		夏休みにインターンシップの実施	現場見学会の開催 10/9三雲東小他調整中			見学会、インターンの継続実施
小中学生、高校生を対象とした建設産業の魅力発信施策の展開	○現行の工業高校生を対象とした現地見学会を小・中・高校生を対象とした現地見学会に拡大。 ○標語等のコンクールを実施し、表彰するなどの事業を展開し、建設産業の魅力発信の展開を行う			現場見学会の開催 10/9三雲東小他調整中 標語コンクールの実施			見学会の継続実施
建設産業への新卒者採用についてのサポート	○県内外の工業系学校における新卒者の採用についてサポートする取り組み			新卒者の採用についてのサポート内容の検討			具体的なサポートの取り組み

建設産業魅力発信のための戦略的広報のあり方

短期的取組の方向性	取組の具体的方策など	平成25年度	平成26年度 実施時期				平成27年度
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
マスコミや県広報紙を活用した建設産業魅力発信施策の推進	○県広報誌の活用(特集記事登載)、各建設業協会支部におけるPR活動、広報誌の作成		5/10テレビ広報(プラスワン・ドボジョ特集)	広報誌作成 協会支部によるPR活動 9/13東近江市小川町 9/27甲賀市甲南町池田 10/11草津市笠縫小学校 10/25大津市真野谷口町	広報誌配布		広報誌作成の継続実施 支部PR活動の継続実施
県民を対象とした現場見学会の実施	○作業工程が明確となるような見える化が実施出来る現場を選定し、県民を対象とした現場見学会を実施する			現場見学会の開催 実施内容調整中			現場見学会の継続実施